衛生管理担当者マニュアル

「メンタルヘルス」

2018.10.18 初版

進め方

現状の課題に合った対応(どこから進めても可)

- 1. すでにメンタル不調者がいる場合
 - (1)いつもと違う従業員がいる
 - (2)メンタル不調による長期休業者がいる
- 2. メンタル不調者の発生を未然に防ぐための 活動を行う場合
 - (1)心の健康づくり計画の策定と実施
 - (2)規定類の整備
 - (3)配慮事項

1. すでにメンタル不調者がいる場合

- (1)いつもと違う従業員がいる 上司から相談を受けた場合 本人から相談を受けた場合
- (2)メンタル疾患による長期休業者がいる

(1)いつもと違う従業員がいる

【いつもと違う従業員とは:いつもと様子などが違っている】

「遅刻が多くなった、集中せずぼうっとしていることが多くなった、話がまとまりにくくなっている、ぐるぐると同じことを繰り返す、表情が無い/暗い気がする、動きが鈍い、痩せたような気がする(あるいは太った気がする)、身だしなみが乱れてきた、最近昼ごはんを誰とも食べに行っていないようだ」

⇒周囲の人が不安に感じる、困っている、業務に支障が出ている

1)上司から相談を受けた場合

- ・状況を把握する(なんでそう思ったか、勤務状況や業務内容はどうか、今どう対応しているのか、その期間がどれくらいかなど)
 - 記録を作成するように上司に指示する。(事実に基づく内容にする)
 - ・自分の上司へ報告、相談する
 - ・本人との対応方法をアドバイスする(医療機関にかかっているのか確認する)
 - 上司の状況を確認する(上司自身が不調になっていないか)
 - •専門職につなぐ

社内に専門スタッフがいない場合は、事業場外資源を活用する。(担当者、 本人による電話相談が可能)

留意点 上司が原因のことがあるので、客観的な情報を集める

(1)いつもと違う従業員がいる

2)本人から相談を受けた場合

▪話を聴く

状況を把握する(眠れているのか、食欲はあるのか、体調はどうか、通院しているのか、思い当たる原因があるのか、これからどうしてほしいかなど)

- ・記録を作成する
- ・専門職につなぐ
- ・本人への今後のアプローチ だれからアプローチするか 人事、上司、産業医、産業看護職、衛生管理者 場合によっては家族

3)対策の検討

- ・支援環境の確認(会社として何ができるか)
- ・情報の開示は、本人の了解のもとで行う
- ・社内外の専門職(産業医、保健職など)へつなぐ
- ・医療機関の受診を勧める 適当な医療機関(相談窓口など)を把握しておく
- ・就業上必要な配慮(勤務場所、作業内容、残業時間など)
- 休業の検討 上司の理解、休業制度の理解

(2)メンタル疾患による長期休業者がいる

「職場復帰支援プログラム構築のためのガイドライン」 神奈川産業保健総合支援センター

「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」 厚生労働省 中央労働災害防止協会 第1ステップ 休業開始及び休業中のケア 第2ステップ 主治医による職場復帰可能の判断 第3ステップ 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成 第4ステップ 最終的な職場復帰の決定 第5ステップ 職場復帰後のフォロー

ポイント 体制(担当者)が決まっているか 今後の対応の計画が決まっているか 休業期間、職場復帰のシステム(仕組み)があるか

2. メンタル不調者の発生を未然に防ぐための活動を行う場合

- (1)心の健康づくり計画の策定と実施
- (2)規定類の整備
- (3)配慮事項

【進め方】

- 1)担当者を決める
- 2) 方針を話し合う(上司、関係者、衛生委員会等)
- 3) 意見をもらう(産業医、関係機関)

要参照

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 平成18年3月31日 改正平成27年11月30日

- 4) 事業場としての方針を表明する
- 5)心の健康相談の体制を整備する
- 6) 問題点の把握とメンタルヘルスケアの実施 受診勧奨の仕方 相談先 ストレスチェック

4) 事業場として方針を表明する

社内に向け、事業場のトップの名前で、活動方針を発信する。

【ポイント】

- 事業場トップの意思表示、宣言
- 具体的な活動内容
- ・活動の評価と見直し
- •個人情報保護

要参照

心の健康づくり活動方針の作成例:「職場における心の健康づくり」 独立行政法人労働者健康安全機構

神奈川労働局HP:「メンタルヘルス対策 心の健康づくり計画 策定例」

5) 心の健康相談の体制を整備する

- ・管理監督者、産業保健スタッフ、衛生管理者、人事労務担当、衛生委員会、 事業場外資源の役割を決める
- ・社内相談窓口の担当を決める
- ・メンタルヘルスケア関連の資格取得の推進

【事業場外資源の例】

- ・こころの耳等の無料相談窓口(セルフケア、ラインケアなど)
- ・近医(セルフケア)
- ・産業保健総合支援センター(教育研修、活動相談など) そのほかにもどのような事業場外資源が活用できるか調べる

- 6) 問題点の把握とメンタルヘルスケアの推進
- イ. メンタルによる休業者、予備軍の状況 現状の問題点は何か
- 口職場の状況
- ハ. ストレスチェックの実施
- 二. 教育研修の実施
 - ・セルフケア
 - ・ラインによるケア

要参照

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

6 メンタルヘルスケアの具体的進め方 メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供 職場環境等の評価と改善

メンタルヘルスの活動事例

内容・テーマ	目的	備考
研修「自分をほめる、相手をほめる」	セルフケア、コミュニケーションスキ ルの習得	
管理者研修「マネジメント研修」	ラインによるケア	
チャレンジウォーキングの実施	コミュニケーション向上	
あいさつ運動	コミュニケーション向上	
朝礼スピーチ	コミュニケーション向上	
置きお菓子の導入	コミュニケーション向上	
ミーティングスペースの導入	コミュニケーション向上	
立ちミーティング	コミュニケーション向上	
休憩スペースの導入	コミュニケーション向上 リラクゼーション	
運動会などのイベント	コミュニケーション向上	

(2)規定類の整備

- 1)以下の項目が就業規則に明確になっているか確認する
 - 4. 休業
 - 有給休暇以降の欠勤期間の定めがあるか(勤続年数別等)
 - ・診断書の提出義務が定めてあるか(欠勤日数等による規定など)
 - 口. 復職
 - ・復職診断書の提出が定めてあるか(欠勤日数等による規定など)
 - 復職の際のならし勤務制度があるか
 - ・復職の判断ルールが定めてあるか
 - ハ. 退職
 - 病気休業などに関する退職のルールが定めてあるか (欠勤期間満了など)
- 2)問題が発生した時のマニュアル、ルールを定める いつもと違う従業員がいる、メンタル不調者が発生した
- 3) 過去の事例でどう対応したか記録を確認する

(3)配慮事項

1)心の健康問題の特性

指針:2-①

2) 労働者の個人情報の保護への配慮

指針:2-2

3)人事労務管理との連携

指針:2-3

4)家庭・個人生活等の職場以外の問題

指針:2-4

5)個人情報保護への配慮

指針:7

6)不利益な取り扱いの防止

指針:8

要参照

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」